

(資料)

令和5年度ダイオキシン自主測定結果における報告対象施設数及び事業場数について

1 排出ガス測定結果報告施設（休止等の施設を除く）

特定施設の種類		事業場数	報告対象施設数	報告施設数
製鉄用焼結炉		1	3	3
アルミニウム合金製造施設		3	5	5
廃棄物焼却炉	焼却能力	4 t/h以上	43	43
		2～4 t/h未満	53	53
		2 t/h未満	78	78
合計		107	182	182

2 焼却灰・ばいじん測定結果報告施設（休止等の施設を除く）

特定施設の種類		事業場数	報告対象施設数	報告施設数
廃棄物焼却炉	焼却能力	4 t/h以上	38	38
		2～4 t/h未満	51	51
		2 t/h未満	66	66
合計		97	155	155

※ 液中燃焼、集じん機がない等の理由により、報告対象ではない事業場が6事業場、19施設ある。

3 排水測定結果報告事業場

特定施設の種類 ^{※1}	事業場数 ^{※2}	報告対象事業場数 ^{※3}	報告事業場数
アセチレン洗浄施設	1	0	0
アルミナ繊維製造用廃ガス洗浄施設	1	1	1
廃棄物焼却炉に係る施設	37	12	12
フロン類の破壊に係る施設	2	1	1
下水道終末処理施設	5	4	4
他の特定施設排水の処理施設	2	2	2
合計	48	20	20

※1 複数の特定施設を設置する事業場は、代表的な特定施設の種類の欄に区分しています。

※2 ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設を設置する事業場。

※3 ※2の事業場のうち、特定施設からの排水を現に公共用水域に排出しており、報告対象となる事業場。
(休止等の事業場を除く)